

## 静岡産業大学障害学生支援に関する基本方針

(趣 旨)

第1条 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)及び文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針に準拠して、障害を理由として不当な差別的取扱いをすることにより、障害のある学生の権利利益を侵害することのないよう、修学・学生生活支援に関する基本方針を定める。

(支援対象)

第2条 「障害のある学生」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第3条 教職員は、障害のある学生に対して、その修学・学生生活において、障害を理由として障害のない学生との間で不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

第4条 本学は、障害のある学生から支援要請の意思の表明があった場合、以下のとおり、修学上の必要かつ合理的な配慮を提供するよう努めるものとする。

- (1) 本学は、障害のある学生本人からの支援要請に基づき、修学・学生生活において障害を理由として権利利益を侵害されることがないように社会的障壁の除去に努め、合理的な配慮・支援を行う。
- (2) 障害のある学生の意思を可能な限り尊重しつつ支援を実施するために、学生と本学の両者間で建設的対話を行う。
- (3) 合理的配慮は学部・学科等の方針やシラバス等を参考に教育の目的・内容・評価の本質を変えない範囲で個々の学生の障害の状態・特性等に応じた配慮の提供を行う。
- (4) 障害がある学生を支援するうえで知り得た個人情報、個人情報の保護に関する法律及び本学規定に基づき適切に管理する。

2 配慮内容が過重な負担に該当するかは、個別の事案ごとに以下の要素等を考慮し、状況に応じて総合的・客観的に判断する。

- (1) 教育及び研究、その他本学が行う活動への影響の程度(その目的・内容・機能を損なうか否か)
- (2) 実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)

(3) 費用・負担の程度

(研修・啓発)

第5条 障害のある学生に対して適切に対応するため、研修等を通じて障害に関する理解の促進を図る。

(改正)

第6条 この基本方針の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この基本方針は、令和7年10月1日から施行する。